

第1章 総則

(目的等)

第1条 この規程は、一般社団法人飯能市学童クラブの会（以下「会」）就業規則第42条の定めにより、職員の給与に関する基本的事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、正職員に適用する。嘱託職員及びパート職員並びにアルバイト職員については、パート職員等就業規則に定めるものとする。

(給与の構成)

第3条 給与の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本給

(2) 諸手当

- ① 主任手当
- ② 資格手当
- ③ 早朝手当
- ④ 特殊勤務手当
- ⑤ 扶養手当
- ⑥ 住居手当
- ⑦ 通勤手当

(3) 割増給与

- ① 時間外勤務手当
- ② 休日勤務手当
- ③ 深夜勤務手当

第2章 給与の計算期間及び支給方法

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 給与は、毎月1日から当月末日までを一給与計算期間とする。

2. 支給日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基本給、主任手当、資格手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当…当月15日

(2) 早朝手当、特殊勤務手当及び割増給与…翌月15日

3. 給与支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の休日でない日に支給する。

(給与の支給方法)

第5条 給与は、通貨で直接当該職員にその全額を支給する。ただし、当該職員の同意を得た場合は、金融機関の口座への振込とすることができる。

2. 次の各号に掲げるものは、給与支給時に控除する。

(1) 源泉所得税

- (2) 健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- (3) 雇用保険料の被保険者負担分
- (4) 住民税

（年次有給休暇等の給与）

第6条 年次有給休暇期間については、所定労働時間勤務した場合に支給される通常の給与を支給する。

2. 次の各号に掲げる休暇期間は、原則として所定労働時間勤務した場合に支給される通常の給与を支給する。
 - (1) 母性健康管理のための休暇
 - (2) 育児時間
 - (3) 生理日の措置
 - (4) 子の看護休暇
 - (5) 介護休暇
 - (6) 夏季休暇
 - (7) 特別休暇
3. 次の各号に掲げる休業期間は、無給とする。
 - (1) 産前産後休業期間
 - (2) 育児休業期間
 - (3) 介護休業期間
4. 休職期間中は、原則として無給とする。
5. 会の都合による休業期間は、1日につき平均賃金の6割の休業手当を支給する。ただし、休業の事由が、不可抗力等会の責めに帰さないものである場合は、平均賃金の3分の1以上6割以下の範囲で会が都度定める額とする。

第3章 基本給

（基本給及び改定）

第7条 基本給は月給制とし、当該職員の区分により原則として次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員及び専従職員

勤続年数	基本給（円）	勤続年数	基本給（円）	勤続年数	基本給（円）
1年目	195,000	9年目	229,000	17年目	274,000
2年目	198,000	10年目	234,000	18年目	279,000
3年目	201,000	11年目	239,000	19年目	284,000
4年目	204,000	12年目	245,000	20年目	288,000
5年目	209,000	13年目	251,000	21年目	292,000
6年目	214,000	14年目	257,000	22年目	296,000
7年目	219,000	15年目	263,000	23年目	300,000
8年目	224,000	16年目	269,000	24年目	303,000

25年目	306,000	27年目	312,000		
26年目	309,000	28年目以降	2,000/年加算		

(2) 事務職員

勤続年数	基本給 (円)
1年目	159,000

2. 前項において、入職日が前年4月1日から9月30日までの者の勤続期間については、入職後最初に到来する3月31日に1年に達したとみなす。
3. 指導員及び専従職員の基本給の改定は、原則として毎年4月1日（以下「改定日」）に行うものとし、勤続年数に応じ第1項の定めによる額を当該職員の新たな基本給とする。
4. 事務職員の基本給の改定は、原則として毎年4月1日（以下「改定日」）に行うものとし、会の財政状況等を総合的に勘案し、新たな基本給を定める。
5. 第3項及び前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は適用除外とする。
 - (1) 改定日の属する年の前年10月1日以降に入職した者
 - (2) 以下の期間中の者
 - ① 産前産後休業
 - ② 育児休業
 - ③ 介護休業
 - ④ 休職期間
 - (3) 昇給停止の懲戒処分を受けた者
6. 産前産後休業及び育児休業並びに介護休業を取得した職員については、当該期間を勤続期間に通算して復職時の基本給を改定する。
7. 休職した職員については、休職の期間及び事由を総合的に勘案し、復職時の基本給を決定する。
8. 昇給停止の懲戒処分を受け、基本給を改定しなかった期間は、その後の基本給改定に係る勤続期間に含めない。

(中途入職等の場合の計算方法)

第8条 給与計算期間の途中で、入職、退職、休業、休職及び復職した場合は、基本給を当該給与計算期間中の所定労働時間数で除した1時間当たりの基本給（円未満四捨五入）を、労働時間数分支給する。

(欠勤等の場合の計算方法)

第9条 給与計算期間の途中で、欠勤、遅刻、早退又は私用外出した時間がある場合は、基本給を当該給与計算期間中の所定労働時間数で除した1時間当たりの基本給（円未満四捨五入）を、欠勤、遅刻、早退又は私用外出時間数分差し引くものとする。ただし、当該給与計算期間のすべてを欠勤した場合は、基本給のすべてを支給しない。

第4章 諸手当

(主任手当)

第10条 主任手当は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 各クラブの主任であり、かつ学童保育に10年以上の正職員としての経験を有する者…月額40,000円
- (2) 各クラブの主任である者（前号に該当する者を除く。）…月額5,000円

（資格手当）

第11条 資格手当は、次の各号に定めるとおり支給する。ただし、前条第2号の定めによる主任手当を支給される者を除く。

- (1) 放課後児童支援員の資格を有する者…月額20,000円
- (2) 前号に加え、学童保育に5年以上の正職員としての経験を有し、会が定める研修を修了した者…月額30,000円

（早朝手当）

第12条 早朝手当は、給与計算期間中の所定労働日のうち、始業時刻が8時以前であった日について、1回につき100円を該当日数分支給する。

（特殊勤務手当）

第13条 特殊勤務手当は、職員が別に定める出張旅費規程の定めにより出張し、会の命により講師として業務を行った場合、当該業務遂行時間に応じ次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 当該業務遂行時間が3時間30分未満…1回につき2,500円
- (2) 当該業務遂行時間が3時間30分以上…1回につき5,000円

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、次の各号に掲げる者を当該職員の健康保険において被扶養者としている職員に支給する。

- (1) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）
- (2) 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満60歳以上の父母
- (4) その他会が認めた者

2. 前項各号に掲げる者に係る支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に掲げる者及び当該職員に配偶者のない場合で、前項第2号に掲げる者のうち1人目である者…月額10,000円
- (2) 前項第2号に掲げる者のうち2人目以降及び前項第3号に掲げる者…月額5,000円
- (3) 前項第4号に掲げる者…月額5,000円を超えない範囲で都度定める。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 賃貸住宅に居住する者
- (2) 世帯主である者

2. 支給額は、月額15,000円とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、当該職員の居所から所属するクラブの所在地までの通勤経路の距離が、2キロメートル以上である職員に支給する。

2. 通勤経路は、最も経済的かつ合理的な経路とする。
3. 支給額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、当月労働日数は当該職員が所属する事業場に出勤した日数とする。
 - (1) 公共交通機関を使用する者…定期券実費
 - (2) 自家用車を使用する者 …通勤距離（1キロメートル未満切捨て）×2×18円×当月勤務日数
 - (3) 第1号及び第2号以外の者…通勤距離（1キロメートル未満切捨て）×2×5円×当月勤務日数
4. 前項第1号に該当する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該定期券を払戻の上、払戻金を会に返金するものとする。
 - (1) 休職又は休業する場合
 - (2) 退職する場合
 - (3) 通勤手段の変更により現に所持する定期券を使用しないこととなった場合

(手当の加算及び支給額の変更)

第17条 主任手当、資格手当、扶養手当又は住居手当は、当該手当を受けることができる要件に該当した月分から、要件に該当しなくなった月の前月分まで支給する。

2. 主任手当、資格手当、扶養手当又は住居手当を受けることができる要件に該当した日が、当該月の16日以降である場合は、翌月分給与支給日に翌月分給与に合算して支給する。
3. 職員に、資格手当又は扶養手当の支給額を変更すべき事実が生じた場合は、生じた月分から当該手当の支給額を変更する。ただし、該当した日が当該月の16日以降である場合は、翌月分給与支給時に調整する。
4. 主任手当、資格手当、扶養手当又は住居手当を受けることができる要件に該当しなくなった日が、当該月の16日以降である場合は、翌月分給与支給時に当該手当支給額相当額を控除する。退職等により翌月分給与支給時に調整できない場合は、現金で返金させるか、退職金から当該手当支給額相当額を控除する。

第5章 割増給与

(割増給与)

第18条 職員が、所定労働時間外に勤務した場合は、時間外勤務手当を支給する。ただし、当該時間外労働が法定休日に行われた場合は、休日勤務手当を支給する。

2. 前項の定めによる時間外労働が、深夜（22時00分から翌5時00分）に及んだ場合は、深夜勤務手当を加算する。

(割増給与の計算方法)

第19条 割増給与の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 時間外勤務手当 = (基本給 + 諸手当 (扶養手当、住居手当及び通勤手当を除く)) / 平均月
所定労働時間数 × (1 + 0.25) × 当月所定時間外労働時間数 (円未満四捨五入)

(2) 休日勤務手当 = (基本給 + 諸手当 (扶養手当、住居手当及び通勤手当を除く)) / 平均月
所定労働時間数 × (1 + 0.35) × 当月法定休日労働時間数 (円未満四捨五入)

(3) 深夜勤務手当 = (基本給 + 諸手当 (扶養手当、住居手当及び通勤手当を除く)) / 平均月
所定労働時間数 × 0.25 × 当月深夜労働時間数 (円未満四捨五入)

2. 一給与計算期間における時間外勤務、法定休日勤務及び深夜勤務時間のそれぞれの合計に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げて計算する。

第6章 賞与他

(賞与)

第20条 賞与は、支給日において在籍する職員に対して支給する。

(賞与の計算方法)

第21条 賞与の支給額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、会の著しい財政状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 指導員及び専従職員…基本給 × (100分の200)

(2) 事務職員 …基本給 × (100分の100)

2. 職員に、休業又は休職により前条に定める計算期間中に勤務しなかった期間がある場合又は計算期間の途中で新たに採用された者については、実際に勤務した期間に応じ、前項に定める支給額に次の各号に定める支給割合を乗じて支給する。

(1) 実勤務期間5ヵ月以上6ヵ月未満…100分の80

(2) 実勤務期間4ヵ月以上5ヵ月未満…100分の60

(3) 実勤務期間3ヵ月以上4ヵ月未満…100分の40

(4) 実勤務期間2ヵ月以上3ヵ月未満…100分の20

(5) 実勤務期間1ヵ月以上2ヵ月未満…100分の5

(6) 実勤務期間1ヵ月未満 …0

3. 職員が、計算期間の途中で就業規則第68条の定めによる懲戒処分を受けた場合は、第1項に定める支給額に、処分の内容を勘案し会が都度定める支給割合を乗じて支給する。

(賞与の計算期間及び支給日)

第22条 支給額の計算期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 夏季賞与…前年12月1日～5月31日

(2) 冬季賞与…6月1日～11月30日

2. 賞与の支給日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 夏季賞与…6月中の会が都度定める日

(2) 冬季賞与…12月中の会が都度定める日

(処遇改善手当)

第23条 会は、国、県又は市等行政からの補助金又は助成金等を受けた場合は、処遇改善手当を支給することができる。

2. 支給額は、原則として月額10,000円とする。

附 則 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日一部改定する。

この規程は、令和5年7月1日一部改定する。

この規程は、令和6年10月1日一部改定する。